

日本ファシア療法協会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体は、日本語名称を日本ファシア療法協会（以下「本会」という）とし、英語名称は、The Japan Fascia Therapy Association（以下「JFTA」という）とする。

第2条 (理念)

本会は、「人類の健康と幸福への貢献」を理念に掲げる。

第3条 (目的)

本会は、ファシア療法の社会における役割及び価値を正しく認識し、出身専門分野の違いを越えて互いに協力して、人々の健康を守り、生活の質（QOL）の向上及び、社会に貢献することを目的とする。

これまで見過ごされてきたファシアの健全さを保つことによる健康を管理するファシア療法の自然療法は、医療・代替/補完医療という幅広い分野の中で重要な役割をなすものがあり、将来に向けた予防医学及び日本の医療の発展のために果たす役割は計り知れないものがある。健全なファシア療法業務及びファシア療法のアイデンティティーを守るため、適切なファシア療法の役割並びに業務の方向性を定着させることが必要である。すなわち、ファシア療法は、哲学（Philosophy）、科学（Science）及び、技能（Art）を土台に人々の健康を最大限に引き出すことを目的とし、自然治癒力は神経系によって統合されその影響を受けているという原理原則に基づき、神経学的並びに生体力学的統合を助長させて健康を回復増進させることをその役割及び業務とするものである。

〈用語〉

ファシア療法の定義：ファシア療法とは、用手器具軟部組織モビリゼーション（IASTM）を含む、ファシアの構造的及び生理的機能の健全性を回復維持する為の施術及び運動からなる保存療法のシステムである。

ファシアの定義：ファシアとは、筋膜・腱膜・骨膜・筋間中隔・支帯・被膜などの身体の線維性結合組織ネットワークを指す。

ファシア療法士の定義：グラストンテクニック、及びファシアスリックテクニックを修得し、正規インストルメントを用いる本会の会員（賛助会員は除く）。

第4条 (目標と事業)

本会は、以下に掲げる事項を事業活動の目標とする：

1. ファシア療法士の知識及び技術の向上

2. ファシア療法に関わる検査機器・手段の使用権、臨床判断権及び施術権を含んだファシア療法士の権利の獲得とそれに必要な知識技術習得の機会の提供。
3. 国内ファシア療法士教育基準の確立と教材の開発、及び参考資料の蓄積。
4. 一般に認められた事実（科学的、及び臨床）に基づく業務基準及び自主規制の確立。
5. 基礎医学及び臨床研究を含めた学術活動。
6. 社会での承認に向けたファシア療法の正しい啓蒙広報活動。
7. 他の医療機関と協力して行うヘルスケアにおけるファシア療法の役割の向上。

第5条（本会の所在地）

本会の所在地を、東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-10 代々木エアハイツ 803 に置く。

第2章 会 員

第6条（会員の種類）

1. 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種の会員からなる。
2. 正会員は、以下の要件を満たす者とし、会員総会における投票権、会員総会招集権、議事提案権、会員総会における発言権、投票権、及び役員への被選任権を有し、本会が主催する継続教育を受講することが出来る。

〈要件〉

柔道整復師（JT）・鍼師・灸師（AMT）・あま指師（MT）・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・看護師（RN）・准看護師（RAN）・BOC-ATC(USA)・WHO ガイドライン国内暫定標準学士カイロプラクター（BHSC, BSC）・BAppSc・BCSc・DC(USA)・医師（MD）でグラストンテック、又はFascia Slick Technic のモジュール1 基礎トレーニングを成功裏に修了した者。

3. 賛助会員は、グラストンテック、又はFascia Slick Technic を愛好・支持・応援する個人及び企業とし、会員総会傍観の権利を有するが会員総会招集権、議事提案権、会員総会における発言権、投票権、及び役員被選任権を有しない。

〈用語〉

JT (Judo Therapist), AMT (Acupuncture and Moxibustion Therapist), MT (Massage Therapist), PT (Physio Therapist), OT (Occupational Therapist), RN (Registered Nurse), RAN (Registered Associate Nurse), BOC-ATC (Board of Certification-Athletic Trainer Certified, BHSC (Bachelor of Health Science in Chiropractic), BSC (Bachelor of Science in Chiropractic), B.App.Sc. (Bachelor of Applied Science) B.C.Sc. (Bachelor of Chiropractic Science), DC (Doctor of Chiropractic), MD (Medical Doctor)

第7条（入会及び手続き）

本会への入会希望者は、本規約及びその他の本会の各種規則を守り、それらを破った場

合は自動的に除名される旨を確認し署名した本会指定の「入会申請書」を協会宛てに提出する。申請者の入会資格の有無は役員会で審査され、入会を認める場合はその種類を定め、承認あるいは不承認の通知を本人に送付する。

第8条（会員の義務）

会員は本規約その他の本会の各種規則を遵守し、本会の目的達成に協力する義務を負う。

第9条（忠告と除名）

会員の行為が、ファシア療法及び当会の名誉と利益を損なつたと判断される場合には、会長は他の役員と協議を行った上で、速やかに当事者である会員にその理由を通知し、弁明の機会を与えたうえで、忠告処分を行うことができる。忠告処分以上の処分が必要であると判断される場合には、会長は他の役員と協議を行った上で、当事者である会員に弁明の機会を与えた上で、資格一時停止処分あるいは除名処分等相当と判断される処分を行う。尚、刑事事件で有罪判決を受けた者は自動的に除名処分となる。

第10条（年会費と納入期限）

会員は、本会に対して、会員総会が決定する年会費を支払う。

初年度の会費は当会指定の方法にて、入会月から会計年度末迄の月数×年会費÷12を入会希望月の前月末までに支払う。例えば年会費 12000 円で、9月に入会し1月に会計年度末となる場合、9, 10, 11, 12, 1月の5ヶ月 x12000 円÷12=5000 円となる。

次年度以降は、当会指定の方法にて会計年度末の月の20日までに同年度の年会費を支払う。

第11条（退会及び手続き）

会員は本会指定の「退会申請書」を提出することで任意に退会することができる。既納の年会費は返還されず、退会後は会員としての資格称号を前歴としても使用できないものとする。

第12条（会費滞納）

1. 会費滞納者は、役員あるいは各委員会委員となることができず、会員総会の召集請求権、議案提案権、出席権及び投票権を有しない。
2. 会費納入期限を経過した滞納者に対しては、事務局長は督促状（ハガキ・E-mail 等）を送らなければならない。督促状を発送後1カ月が過ぎても支払いがない場合、または退会申請書の提出がない場合は役員会の決議により除名処分を行う。

第13条（再入会及び手続き）

会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第7条に定める入会申込書の提出を求めることとする。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は再入会を認めないこととする。

第3章 役員

第14条（役員及び任期）

1. 本会には役員として会長（1名）、副会長（1名）及び事務局長（1名）、会計（1名）、監査（1名）、常任理事（1名以上）をおく。役員は会員総会における正会員の投票により、正会員の中から選任される。
2. 会長は本会を代表する。
3. 役員は任期は就任後2年間とし、再任を妨げない。
4. 役員が任期途中で辞任した場合には、後任者が選任されるまでは、なお役員は職務を行わなければならない。
5. 役員が、辞任以外の理由により欠員となった場合には、後任者が選任されるまでの間、会長が指名したものが役員は職務を行う。会長が欠けた場合には副会長が、会長及び副会長が欠けた場合には事務局長が役員は職務を行う者を指名する。役員が全て欠けた場合には、各委員会の代表者グループを結成し、役員は職務を行う者を指名する。
6. 欠員補充のために選任された役員は、前任者の残存任期とする。

第15条（役員は責任と義務）

1. 役員は最大の責任は、本規約その他の本会の各種規則を遵守し、会員総会での既決事項を忠実に執行することである。
2. 原則として会長は、会員総会の議長を務めるものとし、会長が不在の場合には副会長が議長を務める。
3. 事務局長は本会に納入された金銭への領収書を発行し、本会を維持するために必要な経費の支払いを行う。事務局長は日常の会計業務の履行と管理を行い、総会ごとに収支決算報告を行う。

第4章 会員総会

第16条（定時会員総会）

1. 本会は毎会計年度の終了から3カ月以内に定時会員総会を開催する。
2. 定時会員総会は会長がこれを召集するものとし、原則会日の2カ月前までに開催日時、開催場所及び議題を各会員に通知する。
3. 定時会員総会において役員は、前年度の年間事業報告、監査済みの年間収支決算及び次年度の予算案を会員に提示し、承認を受けるものとする。（年間収支決算報告の監査

は必要に応じて専門家に依頼する)

第17条 (臨時会員総会及びその他の会議)

1. 役員は、必要がある場合には、1ヶ月以上事前に、開催日時、場所及び議題を各会員に通知することにより、臨時会員総会を召集することができる。
2. 正会員10名以上の連名で、議題を示して臨時会員総会の召集の請求があった場合には、役員は当該召集請求書を受領してから2週間以内に、当該召集請求書を受領してから2カ月以内を会日とする臨時会員総会を召集しなければならない。

第18条 (会員総会の議決事項)

1. 第16条第3項に規定されるもののほか、役員を選任・解任、本規約その他の各種規則の改廃・変更、本会の基本的な方針の決定及び外部団体との折衝に関する事項は、会員総会の議決事項とする。
2. 正会員は、会費滞納者を除き、定時会員総会の場合には会日の2カ月前までに、臨時会員総会の場合には会日の15日前までに書面により議題及び提案理由を役員に通知することにより、議題を提案することができる。この場合には、役員は、定時会員総会の場合には会日の1ヶ月前までに、臨時会員総会の場合には会日の10日前までに、これら提案と提案理由を各会員に通知する。

第19条 (定足数)

会員総会の定足数は、委任状 (オンラインやデジタル署名も可) 出席を含めて投票権を有する会員の総数の過半数とする。

第20条 (委任状)

投票権を有する会員は、会費滞納者でない限り事前に書面により他の会員への委任を会長に通知することにより会員総会に出席し投票権を行使することが出来る。

第21条 (会員総会の決議)

本規約に特段の規定の無い限り、会員総会の決議は、投票権を有する出席者の過半数の賛成による。

第22条 (会員総会の特別決議)

1. 本規約の改正は、会員総会において投票権を有する出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. 役員解任には、会員総会において投票権を有する出席者の3分の2以上の賛成を必

要とする。

3. 本会の解散には、正会員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第23条（議事録）

1. 会員総会の議事録は事務局長または事務局長が指名する会員が作成し、議長及び出席役員が署名（デジタルサインを認める）または記名（デジタル記名を認める）する。
2. 議事録要約は2カ月以内に会員全員に配られる。
3. 正会員は本会の運営に支障を来さない時間内において、議事録を閲覧謄写する権利を有する。
4. 議事録は事務局長が保管する。

第5章 委員会

第24条（委員会の設置）

1. 本会には、会員総会の決議により委員会を設置することができる。
2. 委員の選任及び再任、委員会の政策策定および改訂は毎年の定時会員総会での承認を要する。委員会は総会の承認なく本会を代表して新しい政策を決めたり、他団体と折衝する権限を有しない。
3. 委員会の定足数は、委任状による出席を含めて委員の過半数とする。
4. 委員は、委任状により委員会に出席しようとする場合には、他の委員に対する書面による委任状を、各委員会の開催までに委員長に提出しなければならない。
5. 委員会の決議は、委任状による出席を含めて出席委員の過半数の賛成による。
6. 委員長あるいは委員長の指名する委員は、委員会の議事録を作成し、委員長がこれに署名あるいは記名しなければならない。

第25条（会員委員会）

会員委員会は、会員を募り、入会受け付けを行い、入会の可否を決定する他、本規約に定める事務を行う。

第26条（倫理委員会）

倫理委員会は、倫理規定を会員に周知徹底し、その内容を随時再評価し、会員の倫理高揚を図る。また、倫理委員会は、規約・細則・倫理規定違反について報告を受けたあと、調査の必要を認めた場合、役員に報告し調査を行う。資格停止処分及び除名処分にあたっては本人に弁明の機会を与えなければならない。

第27条（教育委員会）

教育委員会は、本会の教育対策を総会に提案し、随時再評価を行い、決められた教育政

策の履行に務める。教育政策は教育基準、継続教育基準を含む。また、教育委員会は、本会の研究政策を提案し、随時再評価を行い、決められた研究政策の履行に務める。

第6章 会計

第28条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 2 月 1 日から 1 月 31 日までとする。

第29条（役員経費）

会員総会に参加する役員の交通費と宿泊費用は本会が支弁する。会員が了承する本会代表の活動費は、その領収書の提出額を本会が支弁する。

第30条（会計監査）

本会の会計簿は事務局長が管理する。正会員は本会の運営に支障を来さない時間内において、会計簿を閲覧謄写する権利を有する。必要に応じて本会の会計記録は独立した会計監査を受けるものとする。

第7章 付則

第31条（施行日）

1. 本会則は、2021年12月22日から施行する。
2. 本会の最初の会計年度は、第30条の規定に関わらず2021年12月22日から2022年1月31日までとする。

倫理規定

1. 目的：倫理規定の目的は、ファシア療法協会会員が自らを律して国民の支持を受けることにある。他専門職の法律に本規定が抵触する場合は法律が優先する。
2. タイトル（称号）：「日本ファシア療法協会会員」及び「JFTA 会員」は、本会の会員のみが使用できる称号である。
3. 特別資格：当協会会員は、仲間以上に優れた資格があることを意味する表現をしてはならない。
4. 治療の質：当協会会員は、本人の能力と、最新、且つ証明可能な施術範囲内における常に最高の、そして常識の範囲内で施術を行わなければならない。それは臨床判断と施術において他の医療専門家への紹介を含む。
5. 施術の保証：当協会会員は、いかなる状態にも「治る」保証をしてはならない。
6. 施術の回数：当協会会員は適切な回数の施術を行い、不必要な施術を行わない。
7. 紹介：当協会会員が施術を継続できない場合は、患者に率直にその事実を伝え、必要があれば代理か代替えの治療/施術を紹介しなければならない。
8. 守秘義務：当協会会員は、患者のプライバシーを守り、健康に関する情報の守秘義務を負う。
9. インフォームド・コンセント： 当協会会員は、施術開始前に患者またはその保護者からインフォームド・コンセントを得なければならない。
10. 施術費： 施術費は、患者を施術開始する前に明示しなければならない。施術費は特別に割り引く場合を除き、すべての患者に対して一定の額でなければならない。
11. 治療賠償責任保険： 患者保護のため、開業、及び勤務する当協会会員はすべて賠償責任保険に加入しなければならない。
12. ファシア療法テクニックの教授： 本会会員は、正会員以外にファシア療法・テクニックを教えるてはならない。但し、啓蒙的デモンストレーション等はこの限りではない。
13. 誇大広告の禁止： 当協会会員は、誇大広告を行ってはならない。常に適切な表現を心掛け、国民一般に誤解を与えるような表現や詐称を禁止する。
14. 適切な表示： 当協会会員はファシア療法のアイデンティティーを守るために紛らわしい表示をしてはならない。

教育事業

1. 目的：教育事業の目的は、本会会員にファシア療法の 哲学、アート、サイエンスについて最新知識を提供することにある。さらなる目的は、社会にファシア療法が安全で適切な施療であり、本会会員がそれを保証する教育レベルにあることを知らしめることにある。本会は、最新の知見に従い可能な限り最高な施療を提供する為には、施療者が定期的に適切な知識と技術を更新修得することが重要であり、よって個人に合った継続学習の機会を継続的に提供することが本会の義務と考える。
2. 継続教育：本会はファシア療法の哲学 (Philosophy)、科学 (Science)、及び技能 (Art) の最新知識に接することができるように継続教育プログラムを行う。本会は、教育委員会の定めた指針により、継続教育プログラム年間履修時間数を定め、これにあたる教育プログラムを策定・実施する。

改定履歴

2022年5月23日

- ・退会及び手続きを追加
- ・再入会及び手続きを追加
- ・準会員の記述を削除
- ・年会費の電子決済に関する記述を削除
- ・役員会の会則の変更をできない旨を削除